

平成18年度安全協定に基づく軽微な異常事象

敦賀発電所1号機 高圧注水系の待機除外

- ・発生日時：平成19年2月9日
- ・放射能による周辺環境への影響：なし
- ・国の取扱い：未定
- ・安全協定上の取扱い：異常事象（第7条第5号「発電所に故障が発生した時」）

（概要）

定格熱出力一定運転中の2月9日14時40分、高圧注水系^{※1}の定期試験（1回／月）のため、高圧注水系ポンプを起動し、ポンプ出口の流量や圧力を確認していたところ、14時55分頃から出口流量計の指示値変動が大きくなり、15時10分頃に保安規定で定められた流量を下回ったことから、15時20分に保安規定で定める運転上の制限を満足していない（待機除外）と判断した。

この待機除外に伴い、保安規定で定められた自動減圧系^{※2}および非常用復水器系^{※3}の健全性確認を行った。

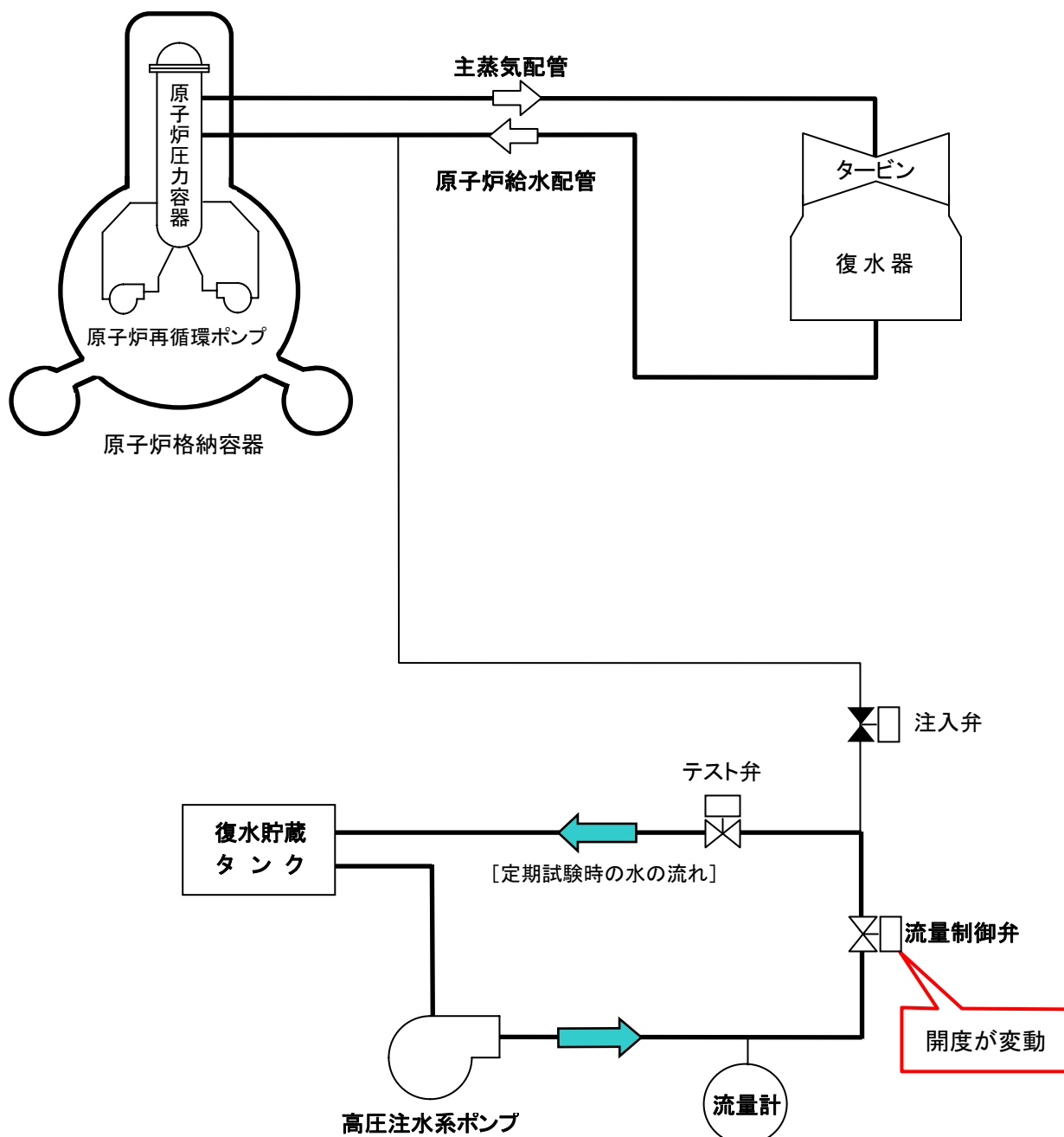
現在、原因について調査中である。

※1 高圧注水系：事故により原子炉の水位が低下した場合、原子炉に冷却水を注入する系統であり、通常運転中は待機状態にある。保安規定において、原子炉運転中は、動作可能状態にあることが求められている。

※2 自動減圧系：高圧注水系の動作不能時に、炉心スプレイ系からの注水が可能な圧力まで原子炉圧力容器内の圧力を低下させるための系統。

※3 非常用復水器系：事故等により主蒸気隔離弁が閉止し主復水器が利用できない時に、原子炉の崩壊熱を除去する系統。

敦賀発電所 1 号機 高圧注水系概略系統図



14 時 55 分頃 流量の変動幅 大
15 時 10 分頃 保安規定値を下回る



15 時 20 分 運転上の制限を満足していないと判断